

コーポレート・ガバナンス報告書

2026年6月30日

株式会社孫の手

代表取締役社長 浦野 幸子

問合せ先： 取締役管理本部長 齋藤 陽太

TEL 0277-46-7010

URL : <https://magonote-inc.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の透明性の向上とコンプライアンスを重視した経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することが重要な課題と位置付けた上で、組織改革を継続的に実施しております。

また、当社は、経営責任を明確にする組織体制の構築と経営の効率性を一層向上させることにより、企業としての社会的責任を果たしたいと考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
浦野 幸子	360,000	36.00
株式会社手をたたき	350,000	35.00
浦野 督広	194,900	19.49
浦野 真風	95,000	9.50
株式会社向田会計事務所	100	0.01

支配株主名	浦野 幸子、浦野 督広
-------	-------------

親会社名	—
------	---

3. 企業属性

上場市場区分	TOKYO PRO Market
--------	------------------

決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名以内
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任していない
社外取締役の人数	—
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	—
----------------------------	---

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
-----------	---------

定款上の監査役の員数	2名以内
監査役の人数	1名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は会社法上の大会社ではないため会計監査人は設置しておりませんが、興亜監査法人と監査契約を締結し、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づく監査を受けております。

三様監査の観点から、内部監査担当部署、監査役、監査法人が監査を有効かつ効率的に進めるため、定期的に会議を開催し、各自が行った監査実施状況とその結果等の報告を受けるなど情報の共有を図り、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任していない
社外監査役の人数	—
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

【独立役員関係】

独立役員の人数	—
---------	---

その他独立役員に関する事項

—

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

—

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円を超える者がいないため個別報酬の開示はしていません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等については、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で個々の取締役の職責及び実績等を勘案し、決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

—

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役会

当社の取締役会は、5名の取締役で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、組織権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

(2) 監査役

当社は監査役制度を採用しており、監査役1名で構成されております。

監査役は、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

(3) 内部監査

内部監査については、代表取締役社長直轄の独立組織として1名で構成される内部監査室が、本社及び各事業所に対し、各種法令・規程等の遵守状況ならびに業務管理体制の整備・運用状況等の内部監査を実施しております。監査結果については、都度代表取締役へ報告するとともに、該当部署に対しては改善指導を実施する等、内部統制の強化に努めております。

(4) 会計監査

当社は、興亜監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2026年3月期において監査を執行した公認会計士は倉谷 祐治氏、道田 哲史氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士4名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

(5) リスク管理委員会

当社は、経営上のリスク管理、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持するために、取締役会の諮問機関としてリスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会は3か月に1回開催しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由は、事業内容及び会社規模等を鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が、当社にとって最適であると考えているためです。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	現時点では、実施しておりませんが、今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	現時点では、実施しておりませんが、今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現時点では、実施しておりませんが、今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点では、実施しておりませんが、今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報についても掲載する方針です。
IR に関する部署(担当者)の設置	経営企画部を IR 担当部署としております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場の尊重について規定している社内規程はございますが、今後、策定を検討してまいります。
環境保全活動、CSR	今後検討すべき事項と考えております。

活動等の実施	
ステークホルダー に対する情報提供 に係る方針等の策 定	今後の検討課題と認識しておりますが、TDnet や当社ホームページにて、ステークホルダーに対して積極的な情報開示を適時に行っていく方針です。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っておりませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しており、会社法上の内部統制はもとより、金融商品取引法における内部統制の整備及び運用の充実に目指しております。現状においても、当社の企業規模に対応した適切で有効な内部統制機能を確保しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、設立から現在に至るまで反社会的勢力との関係は一切持っておりません。今後も反社会的勢力との関係は一切持たないことを基本方針としております。また、反社会的勢力によるいかなる不当要求や働きかけに対しても、組織として毅然とした対応を取ることを周知徹底しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断する事を基本に置き、反社会的勢力の排除に向け、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力調査細則」に従い、契約の締結に際し、専用のツールを利用して、取引の相手方が事前に反社会的勢力に該当するものでないかチェックしています。今後も、反社会的勢力排除の重要性、社内チェック体制について周知徹底していく方針です。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

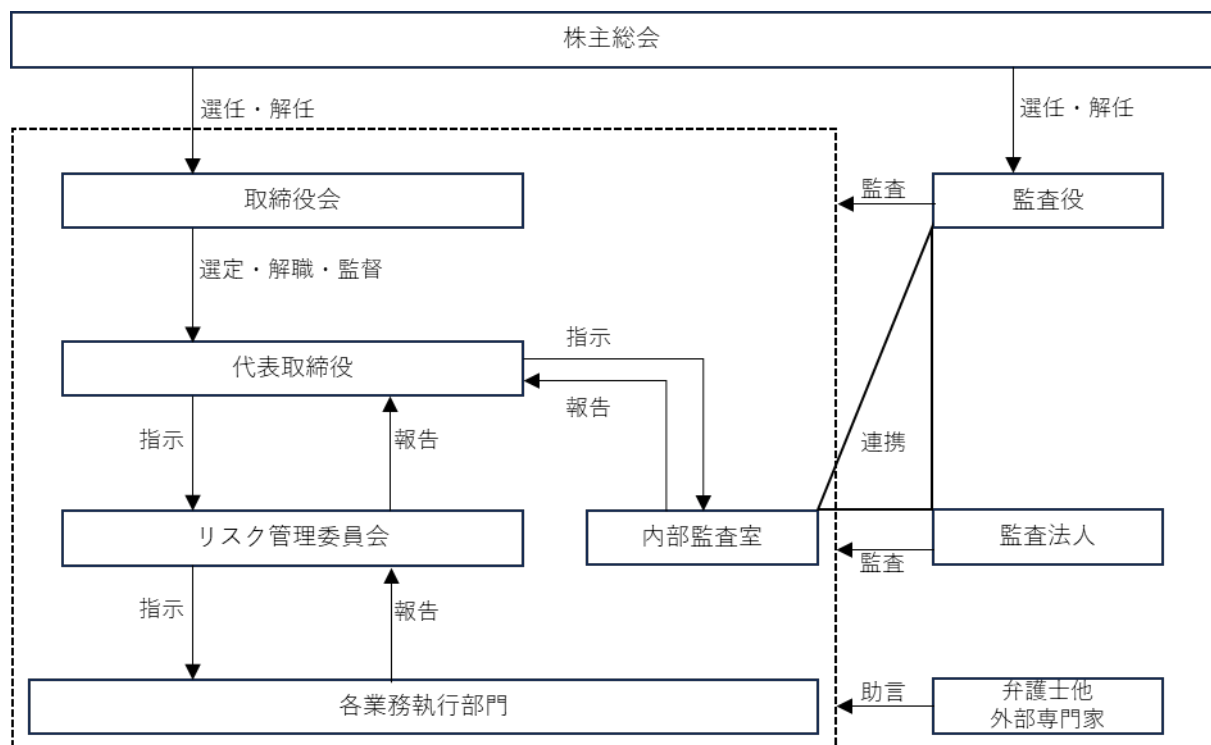
該当項目に関する補足説明

—

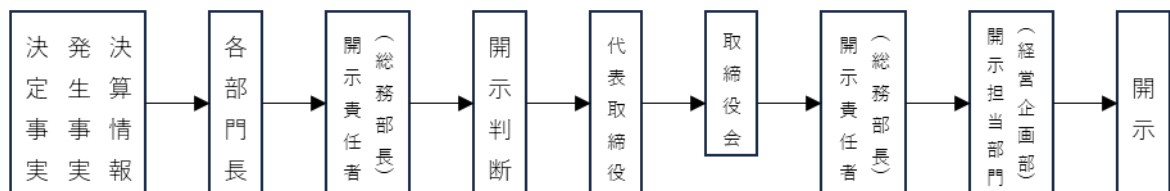
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

—

【コーポレートガバナンス体制の模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要(模式図)】



以上